招集ご通知

株主各位

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 株式会社グローバル・リンク・マネジメント 代表取締役社長 金 大 仲

証券コード 3486 2021年3月8日

# 第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

株主総会は株主様と会社との大切な対話の機会であり、本来であれば多くの株主様にご出席を賜りたく存じますが、新型コロナウイルス感染症に関する現状に鑑み、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、開催場所を当社本社とし、株主様のご来場をいただくことなく、当社役員のみで開催させていただきたく、ご理解とご協力のほどお願い申しあげます。

なお、株主様からは、事前に質問を受け付けたうえで、皆様のご関心が高い事項につきましては、後日、 当社ウェブサイトにて取り上げさせていただく予定です。

また、議決権行使につきましては、当日のご出席に代えて書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年3月25日(木曜日)午後6時までに、同封の議決権行使書用紙またはインターネットにより事前にご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日** 時 2021年3月26日(金曜日)午前10時
- **2. 場 所** 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティウエスト21階(当社本社)
- 3. 目的事項

報告事項

- 1.第16期(2020年1月1日から2020年12月31日まで)事業報告、連結計算書類及び 計算書類の内容報告の件
- 2.会計監査人及び監査等委員会の第16期(2020年1月1日から2020年12月31日まで) 連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式 の割当てのための報酬決定の件

4. 議決権行使 についての ご 案 内

3頁から4頁までに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

インターネット開示に関する事項

本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.global-link-m.com/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

以上

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(https://www.global-link-m.com/)に掲載させていただきます。 事前質問の受付につきましては、同封の別紙をご参照下さい。



# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげ ます。

議決権を行使する方法は、以下の2つの方法がございます。



# 書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対 する賛否をご表示のうえ、ご返送くだ さい。

行使期限

2021年3月25日 (木曜日) 午後6時到着分まで



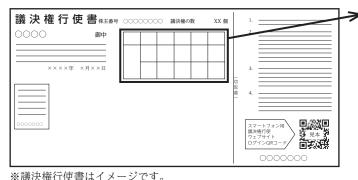
# インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否 をご入力ください。

行使期限

2021年3月25日 (木曜日) 午後6時入力完了分まで

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 全員賛成の場合
- ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合
- ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を 反対する場合
- **|賛**】 の欄に○印をし、 ≫ 反対する候補者の番号を ご記入ください。

### 第2号議案

- 賛成の場合
- > 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合
- ≫ 「否」<sub>の欄にO印</sub>

書面 (郵送) およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

# QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



# 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

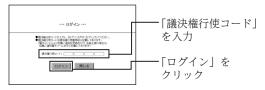
# 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

3 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



**2** 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



**3** 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120 - 652 - 031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

# (提供書面)

# 事業報告

(2020年1月1日から) (2020年12月31日まで)

# 1. 企業集団の現況

## (1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

全般的な事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、個人消費の大幅な下振れ・企業景況感の急速な悪化が見受けられ、急激に減速することとなりました。経済活動の再開に伴い国内景気持ち直しの動きが見られるものの、新型コロナウイルス感染症は依然世界中で猛威を振るっており、世界的な規模で先行き不透明な状況となっております。

投資用マンション市場においては、東京23区を中心とした首都圏のワンルームマンションの賃貸需要は引き続き底堅く推移しております。また2020年上期 $(1 \sim 6 \, \Pi)$ に供給された首都圏の投資用マンションの平均価格・㎡単価はともに前年同期比で上昇しております(株式会社不動産経済研究所調べ)。このような状況の中で、投資家の需要も堅調に推移しております。ただし、新型コロナウイルス感染症の終息への道筋は依然見通せず、予断を許さない状況ではあります。

このような経済状況のもとで、当社グループは、レジデンス(マンション)商品である「アルテシモシリーズ」の開発・販売を中心として事業展開をしてまいりました。

また、2020年10月にはスターアジアグループと合弁で、SAGLアドバイザーズ株式会社を設立いたしました。この合弁会社を通じて不動産ファンドのアセットマネジメント業務及びファンド運営業務も行ってまいります。

収益面に関しては、1棟販売の順調な進捗により前連結会計年度比増収となりました。

費用面に関しては、前連結会計年度の不動産取得に関わる租税公課が増加したほか、オフィス拡張に伴い地代家賃が増加しました。また、事業拡大に向けた借入金の増加により支払利息が増加しました。一方、効率的な広告運用に努めた結果、広告宣伝費が減少しました。その他販売促進費が減少したほか、オンラインセミナー強化等業務フロー見直しに伴い交際費・旅費交通費が減少しました。

この結果、当連結会計年度は、売上高26,840,602千円(前連結会計年度比7.0%増)、営業利益1,365,668 千円(同12.7%減)、経常利益1,028,012千円(同24.7%減)、親会社株主に帰属する当期純利益686,346千円(同20.9%減)となりました。

#### 事業別概況

当社グループの事業セグメント別の業績(売上高は外部顧客への売上高)は次のとおりであります。

#### (不動産ソリューション事業)

当連結会計年度は、新築物件や中古物件を248戸区分販売しました。また1棟販売を13棟実施しております。

この結果、当連結会計年度の当セグメントの売上高は24,212,193千円(前連結会計年度比7.1%増)、セグメント利益は1,153,980千円(同16.2%減)となりました。

#### (プロパティマネジメント事業)

当連結会計年度は、新築区分販売物件及び私募ファンド販売物件のプロパティマネジメント業務を新規受託し、当連結会計年度末の管理戸数が2,413戸となりました。

この結果、当連結会計年度の当セグメントの売上高は2,628,409千円(前連結会計年度比6.2%増)、セグメント利益は211,688千円(同12.7%増)となりました。

# 事業別売上高

事業区分	第 15 (2019年12	期 2月期)	第 16 ) (当連結会計 (2020年12	├年度)	前連結会計年度比			
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率		
不動産ソリュー ション事業	22,611,900千円	22,611,900千円 90.1%		90.2%	1,600,292千円	+7.1%		
プロパティマネ ジメント事業	2,474,469	9.9	2,628,409	9.8	153,939	+6.2		
合 計	25,086,370	100.0	26,840,602	100.0	1,754,232	+7.0		

- ② 設備投資の状況 特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況

資金調達につきましては、金融機関等から次のとおり借入を行っております。 借入額 12,464,356千円 (2020年12月31日現在)

(注) 上記の借入額は社債を含んでおります。

## (2) 財産及び損益の状況

## ①企業集団の財産及び損益の状況

	区	分	第 13 期 (2017年12月期)	第 14 期 (2018年12月期)	第 15 期 (2019年12月期)	第 16 期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売	上	高(千円)	17,167,041	22,644,058	25,086,370	26,840,602
親会を	社株主に州 新期 純	帚属す(千円) 利 益(千円)	696,970	755,384	867,177	686,346
1株当	íたり当期;	純利益 (円)	108.17	101.79	114.78	90.24
総	資	産(千円)	8,068,984	11,691,740	16,158,133	19,029,136
純	資	産(千円)	2,384,337	3,078,205	3,853,427	4,478,741
1株当	当たり純賞	資産額 (円)	324.10	407.88	509.40	579.01

(注) 当社は、2017年10月5日付で普通株式1株につき4株の割合、2018年6月9日付で普通株式1株につき2株の割合、並びに2018年10月19日付で普通株式1株につき2株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、当該株式分割が第13期の期首に行われたものと仮定して算定しております。

### ②当社の財産及び損益の状況

	区		分	第 13 期 (2017年12月期)	第 14 期 (2018年12月期)	第 15 期 (2019年12月期)	第 16 期 (当事業年度) (2020年12月期)
売	上		高(千円)	15,064,192	20,320,560	22,671,445	24,313,146
当其	阴 純	利	益(千円)	651,641	659,869	753,573	558,405
1株当	たり当	期純和	利益 (円)	101.13	88.92	99.74	73.41
総	資		産(千円)	7,754,728	11,208,138	15,526,793	18,232,384
純	資		産(千円)	2,280,871	2,879,223	3,540,841	4,038,214
1株当	たり紅	屯資産	至額 (円)	310.04	381.51	468.08	522.06

(注) 当社は、2017年10月5日付で普通株式1株につき4株の割合、2018年6月9日付で普通株1株につき2株の割合、並びに2018年10月19日付で普通株式1株につき2株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、当該株式分割が第13期の期首に行われたものと仮定して算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主	要	な	事	業	内	容
株式会社ンク・	±グローバ パ ー ト	バル・リナーズ		35,00	00千円	100%	プロバ	アイ	マネ	ヾジゝ	マント	事	Ě

(注) 当社は、2021年1月1日を効力発生日として株式会社グローバル・リンク・パートナーズを吸収合併いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループでは、持続的な成長へ向けて、以下の経営課題に取り組んでまいります。

#### ① 仕入ルートの拡充

当社グループの事業基盤である東京23区内での事業用地や仕入物件の確保は、地価の上昇に加え、他社との競合もあり、厳しさを増すものと想定されております。当社グループでは、自社ブランド「アルテシモ」の開発用地の継続的、安定的な確保を実現するために、東京23区内の土地所有者と共同開発する等の新たな仕入チャネルを増やしてまいります。

#### ② 新規事業の展開

当社グループでは、中長期での安定的な収益基盤の確立及び成長加速を目指しております。そのためには現在主力としているレジデンス商品以外にも中長期的には商品ラインナップを拡充する必要があると認識しております。また、中長期的な成長のためには新規事業に進出する必要性を認識しており、新規事業の展開について適宜検討してまいります。

### ③ 優秀な人材の確保と育成

当社グループでは、お客様の信頼を獲得できる人材を確保・育成することが企業価値の源泉であると認識しております。こうした人材の採用と育成を重要な経営課題の一つとして捉え、適時適切な採用活動により優秀な人材の確保を進めるとともに、社員の教育研修制度・資格取得支援制度を充実させること、各部門での育成計画及びMBO(目標管理制度)により人材の育成に努めてまいります。

### ④ 財務体質の強化

当社グループの不動産ソリューション事業における販売用不動産の購入資金は、主に金融機関からの借入により賄っています。今後の事業拡大を目指すためにも、金融機関との良好な関係を維持するとともに、資金調達手段の多様化に取り組んでまいります。また、販売用不動産の早期売却を図り、運転資金の確保や財務基盤の拡充を図ってまいります。

(5) コンプライアンスへの取り組みとコーポレート・ガバナンスの強化

当社グループでは、持続的成長を可能とする基盤の確立に向けて、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識しております。当社グループでは、コンプライアンス教育に積極的に取り組み、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に努めてまいります。

### ⑥ サステナビリティの推進

当社グループでは、「不動産を通じて豊かな社会を実現する」という企業理念を掲げており、「3チカ」をコンセプトとした投資用不動産の開発を継続していくことで社会問題を解決・緩和し持続可能な社会の実現に貢献することが当社グループの持続的な成長にもつながると考えております。このような認識のもと、「3チカ」によるコンパクトシティ推進に取り組んでまいります。このことが資産価値の保全を通じた年金問題・相続問題の緩和・解消につながったり、就労・通学環境の利便性向上を通じた温暖化対策・防災対策につながったりすると考えております。

#### **(5) 主要な事業内容**(2020年12月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社 1 社により構成されております。事業内容は、次のとおりであります。

#### ① 不動産ソリューション事業

当社は、東京23区内を中心に不動産の土地仕入・企画、設計、販売、建物管理を主たる業務とする不動産ソリューション事業を行っております。資産運用を目的とした国内外の投資家を主要顧客とし、投資用不動産であるコンパクトタイプのマンションを自社ブランド「アルテシモ」として提供しております。

また、「アルテシモ」には、土地を仕入れて開発する物件(開発物件)と、マンション建設事業主から 1棟を買い取り、「アルテシモ」仕様に変更する物件(専有仕入物件)があります。

当社の不動産の土地仕入、コンパクトマンションの設計・建築、企画、販売顧客先並びに営業活動は以下のとおりであります。

#### (土地仕入)

- イ) 土地仲介会社を通じての土地情報をもとに仕入れております。
- ロ) 開発事業者より仕入れております。
- ハ)土地等価交換セミナー等を通じ、土地所有者から仕入れております。

#### (コンパクトマンションの設計・建築、企画)

当社のマンション設計及び建築は、コンパクトマンションを手掛けている設計事務所や建設会社に外注しておりますが、当社では、「アルテシモ」仕様の基準を設け、マンションの企画を行っております。

### (販売顧客先並びに営業活動)

- イ)「アルテシモ」には適さない土地を購入し、戸建て、ファミリーマンション業者への仲介または 土地の企画売却を行っております。
- 口)不動産販売会社への業者販売をしております。
- ハ) Jリート、ファンドへの 1 棟売りをしております。
- 二) 国内外の個人投資家へ1戸ごとに個人販売をしております。

また、当社の販売した物件の各マンション管理組合より、マンション管理組合運営業務としてマンション管理組合に代わってマンション管理組合の運営を担う事務管理業務及び建物の管理として、日常清掃及び共用部の定期清掃等を行う清掃業務、共用部に設置される各種設備についての点検及び保守を受託しております。

② プロパティマネジメント事業

当社の完全子会社である株式会社グローバル・リンク・パートナーズは、不動産経営に関する様々な業務をオーナーに代わって管理するプロパティマネジメント事業を主たる業務とし、自社ブランド「アルテシモ」に対するサブリース業務または管理代行業務を行っております。プロパティマネジメント事業の主たるサービスは以下のとおりであります。

- イ)自社販売物件のオーナーに対して一定期間賃貸物件を借り上げ、契約で定めた賃料を支払い、入 居希望者に転貸する「サブリース業務(\*) | を行っております。
- ロ)オーナーに代わり家賃の集金や入居・退去に関わる各種契約管理業務を行う「管理代行業務」を 行っております。
  - (\*) 現在の株式会社グローバル・リンク・パートナーズの標準のサブリース契約では、契約期間最大35年間、原則7年毎のサブリース賃料改定とし、賃料が下がる場合、下げ幅を最大5%に制限しております。オーナーにとって長期契約による安定した家賃収入の確保を提供しております。なお、6ヶ月の予告期間をもって双方からの解約は可能となっている他、外部環境の変化や法制度・税制度の変更その他契約締結後の事情の変更が認められる場合、協議の上、サブリース賃料を改定できることとしております(ただし、この場合も下げ幅を最大5%としております)。
- (注) 当社は、2021年1月1日を効力発生日として株式会社グローバル・リンク・パートナーズを吸収合併いたしました。

# **(6) 主要な営業所**(2020年12月31日現在)

① 本社

名	称	所在地
本	社	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号

② 子会社

名称	所在地
株式会社グローバ ル・リンク・パート ナーズ	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号

(注) 当社は、2021年1月1日を効力発生日として株式会社グローバル・リンク・パートナーズを吸収合併いたしました。

### **(7)** 使用人の状況(2020年12月31日現在)

### ①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
不動産ソリューション事業	67(2)名	8名減(-)
プロパティマネジメント事業	11(-)名	2名増(-)
全社 (共通)	34(2)名	4名増(-)
合計	112(4)名	2名減(-)

- (注) 1.使用人数は、就業人員数を記載しており、臨時雇用者(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工など)は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
  - 2.全社(共通)として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

## ②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齡	平均勤続年数
101(4)名	4名減(-)	33.3歳	4.8年

(注) 使用人数は、就業人員数を記載しており、臨時雇用者(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工など)は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

## **(8) 主要な借入先の状況**(2020年12月31日現在)

借	Ė			J				2	先	借	入	額
株	亢	会	社	1	ſ	オ	ン	銀	行			1,485,000千円
東	京	シ	テ	1	ſ	信	用	金	庫			1,226,000
株	式	会	社	き	5	ぼ	し	銀	行			1,176,995
日	本	住	宅	無	尽	株	式	会	社			1,140,000

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年1月1日付で当社を存続会社、株式会社グローバル・リンク・パートナーズを消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

なお、本合併に関する詳細は連結計算書類の連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」及び計算書類の個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

# 2. 会社の現況

# **(1) 株式の状況** (2020年12月31日現在)

① 発行可能株式総数

25,600,000株

② 発行済株式の総数

7,735,140株

(注) 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行及び新株予約権の権利行使に伴う新株の発行により、 発行済株式の総数は170,500株増加しております。

③ 株主数

10,213名 (前期末比4,292名增加)

### ④ 大株主

株 主	名	持	株	数	持	株	比	率
株式会社G2A			2,56	6,500株				33.17%
金大仲			1,85	54,200				23.97
富永 康将			26	58,200				3.46
日本マスタートラスト信託銀 (信託口)	行株式会社		9	98,200				1.26
鈴木 東洋			8	35,500				1.10
富田 直樹			8	35,500				1.10
中山 満則			8	35,500				1.10
山森 正雄			5	50,000				0.64
株式会社日本カストディ銀行 (信託口6)			4	17,700				0.61
GLM従業員持株会			4	15,300				0.58

<sup>(</sup>注) 自己株式は所有しておりません。

#### (2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
	<b></b> テ決議日	2015年12月1日	2016年8月10日
新株子	が約権の数	192個	10個
新株予約権の目的	となる株式の種類と数	普通株式307,200株	普通株式160株
	注)1	(新株予約権1個につき	(新株予約権1個につき
±5 (d, → //	Ibe - II > A der	1,600株)	16株)
<b>新株予約</b>	権の払込金額	新株予約権と引換えに払込	新株予約権と引換えに払込
		は要しない	は要しない
新株予約権の行例	をに際して出資される エの歴史	新株予約権1個当たり	新株予約権1個当たり
財産	色の価額	170,000円	2,140円
	注)1	(1株当たり107円)	(1株当たり134円)
権利?	行使期間	2017年12月8日から	2018年8月23日から
		2025年12月1日まで	2026年8月10日まで
	の区分及び人数	当社取締役4名	監査等委員である取締役1名
	の条件	(注)2	(注)2
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数	新株予約権の数
	(監査等委員である	48個	——個
	取締役を除く)	目的となる株式数	目的となる株式数
		76,800株	一株
		保有者数   4名 4名	保有者数 
	監査等委員である	4 <del>1</del>	新株予約権の数
	血且守安貝(める   取締役	初	2個
	4人小印1人	目的となる株式数	目的となる株式数
		一株	32株
		保有者数	保有者数
		——名	1名
	+		

- (注) 1. 当社は、2016年8月26日付で普通株式1株につき100株の割合、2017年10月5日付で普通株式 1株につき4株の割合、2018年6月9日付で普通株式1株につき2株の割合、並びに2018年10 月19日付で普通株式1株につき2株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。上記新株予 約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、株式分割後 の数値を記載しております。
  - 2. 行使の条件は以下のとおりです。
    - (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。
    - (2) 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況 該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2020年12月31日現在)

会社における地位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	金	大 仲	<ul><li>(株)グローバル・リンク・パートナーズ</li><li>取締役</li><li>(株)G2A 代表取締役</li></ul>
専務取締役	富永	康 将	<ul><li>(株)グローバル・リンク・パートナーズ</li><li>代表取締役</li><li>アセットマネジメント事業本部長</li></ul>
取締役	鈴木	東洋	管理本部長
取締役	富田	直樹	海外事業本部長
取締役	中 山	満則	<ul><li>(株)グローバル・リンク・パートナーズ</li><li>取締役</li><li>開発事業本部長</li></ul>
取締役(監査等委員・常勤)	賀 茂	淳一	(株)グローバル・リンク・パートナーズ 監査役
取締役(監査等委員)	琴	基 浩	琴税理士事務所 所長 (株)グローバルビジネスコンサルタント 代表取締役
取締役(監査等委員)	中 西	和幸	田辺総合法律事務所パートナー 司法試験考査委員および司法試験予備 試験考査委員(商法)

- (注) 1. 取締役(監査等委員・常勤)賀茂淳一氏、取締役(監査等委員)琴基浩氏、取締役(監査等委員)中 西和幸氏は、社外取締役であります。なお、コーポレートガバナンスの強化、監査機能の強化のため、 取締役(監査等委員)賀茂淳一氏を常勤の取締役(監査等委員)に選定しております。
  - 2. 取締役(監査等委員) 琴基浩氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 3. 取締役(監査等委員)中西和幸氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しております。
  - 4. 2021年1月1日付で専務取締役富永康将氏はアセットマネジメント事業本部長の担当から外れております。
  - 5. 2021年1月1日付で取締役鈴木東洋氏は管理本部長の担当から外れております。
  - 6. 2021年1月1日付で取締役中山満則氏は開発事業本部長の担当から外れております。

- 7. 2021年1月1日付で㈱グローバル・リンク・パートナーズは当社に吸収合併されております。
- 8. 当社は、社外取締役賀茂淳一氏、琴基浩氏、中西和幸氏の3名を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役賀茂淳一氏、琴基浩氏、中西和幸氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

#### ③ 取締役の報酬等

区 分	員 数	報酬等の額
取締役(監査等委員を除く)	5名	173,942千円
(うち社外取締役)	(-)	(-)
取締役(監査等委員)	3	22,500
(うち社外取締役)	(3)	(22,500)
合 計	8	196,442
(う ち 社 外 役 員)	(3)	(22,500)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2020年3月25日開催の第15回定時株主総会において、 年額300百万円以内(この金額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)と決議しておりま す。
  - 3. 上記の取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額とは別枠として、2020年3月25日開催の第15回定時株主総会において、業務執行取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100万円以内として設定する旨決議しております。
  - 4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年5月23日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。
  - 5. 上記の報酬等の額には、当事業年度における取締役5名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額12,992千円が含まれております。

#### ④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・監査等委員である取締役賀茂淳一氏は、中小企業診断士であり、株式会社グローバル・リンク・パートナーズの監査役であります。株式会社グローバル・リンク・パートナーズは当社の子会社であります。なお、株式会社グローバル・リンク・パートナーズは2021年1月1日付で当社に吸収合併されております。
  - ・監査等委員である取締役琴基浩氏は、税理士であり、琴税理士事務所の所長、株式会社グローバルビジネスコンサルタントの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査等委員である取締役中西和幸氏は、弁護士であり、田辺総合法律事務所のパートナー、司法試験 考査委員および司法試験予備試験考査委員(商法)であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

# 口. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況			
監査等委員である 取締役	当事業年度に開催された取締役会20回、及び監査等委員会13回全て に出席しました。 (発言状況) 取締役会及び監査等委員会では、中小企業診断士としての経験や高 い見識を活かし、必要に応じて発言を行っております。				
監査等委員である 取締役	琴基浩	当事業年度に開催された取締役会20回、及び監査等委員会13回全て に出席しました。 (発言状況) 取締役会及び監査等委員会では、税理士としての経験や高い見識を 活かし、必要に応じて発言を行っております。			
監査等委員である 取締役	中西和幸	当事業年度に開催された取締役会20回、及び監査等委員会13回全て に出席しました。 (発言状況) 取締役会及び監査等委員会では、弁護士としての経験や高い見識を 活かし、必要に応じて発言を行っております。			

(注) 上記の取締役会の開催のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

#### ② 報酬等の額

	報	酬	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額				28,800	)千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上 の利益の合計額				28,800	)

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査等委員会は、会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動 実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積もりの算出根拠 の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更 が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の 内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要 該当事項ありません。

# 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、経営の健全性を維持しつつ、経営の効率化、経営環境の変化に対する柔軟な対応を図り、迅速に意思決定をすることにより企業価値を向上させることがステークホルダーとの協働につながると考えております。そのためには、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識しております。

(内部統制システム整備の状況)

- A. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
  - ①監査等委員会から要請がある場合は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置するものとします。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かないものとします。
  - ②監査等委員会を補助すべき使用人を置く場合、その異動、評価については、監査等委員会の意見を 尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとします。
- B. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
  - ①監査等委員は、取締役会その他必要と認める重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録や稟議書等の写しを受領し、事業活動における重要な決定や職務の執行状況について取締役及び使用人に対して説明を求めることができるものとします。
  - ②取締役及び使用人は、職務執行に関し、法令若しくは定款に違反する重大な事実または当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、直ちに監査等委員に報告を行うものとします。
  - ③取締役及び使用人は、監査等委員から要請があった場合は、業務執行に関する事項について、速やかに監査等委員に報告を行うものとします。
  - ④監査等委員に上記②または③の報告をしたことを理由として、取締役及び使用人に対して不利な取扱いを行わないよう、体制を整備、運用するものとします。
- C. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ①監査等委員は、定期的に代表取締役社長、内部監査室及び会計監査人と意見交換の場をもつものと します。
  - ②監査等委員の職務執行に伴う費用について、監査等委員会と協議の上一定額の予算を設けるとともに、監査等委員が当社に対し当該費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

- D. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ①コンプライアンスを経営上の基本方針と定め、取締役及び使用人は法令及び定款の遵守はもとより、 企業倫理及び社会的規範の遵守に努めるものとします。
  - ②「コンプライアンス管理規程」に基づきリスク対策・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る取組みの検討及び審議を行うものとします。
  - ③業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、各部門の内部統制システムの整備運用状況に係る 監査を実施し、監査結果について、取締役会及び監査等委員会に適宜状況報告を行うものとします。
  - ④内部通報制度に基づく相談窓口を設け、取締役及び使用人に相談窓口の存在を周知し、コンプライアンス上の問題の早期発見及び未然防止に努めるとともに、問題が発生した場合においては、その解決と再発防止に努めるものとします。
  - ⑤市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの 反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連絡し、会社を挙げて毅然とした態度で 対応するものとします。
- E. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務の執行に係る情報を法令及び社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切 に保存及び管理し、必要に応じてその保存及び管理状況を検証するものとします。
- F. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 「リスク管理規程」に基づきリスク対策・コンプライアンス委員会を設置し、リスクの評価及び対策を検討するものとします。
- G. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ①「取締役会規程」に基づき、定例取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の検討及び決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の管理・監督等を行うものとします。
  - ②「経営会議規程」に基づき、経営会議を開催し、取締役会付議事項・代表取締役社長決裁事項の事 前審議及び経営上の重要事項の審議・報告を行うものとします。
- H. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ①当社グループにおいて、経営理念を共有するとともに、コンプライアンスの基本方針を周知徹底し、 取締役及び使用人のコンプライアンスに対する意識の向上を図るものとします。
  - ②「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する適切な経営管理を行うものとします。

#### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①内部統制システム全般

当社は策定された「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、当社及びグループ全体の業務の適正を確保するための体制の構築と運用を行っております。

②コンプライアンス

リスク対策・コンプライアンス委員会を開催しており、重要なコンプライアンス上の問題について認識の共有及び議論を行っております。また、法務部が中心となって、従業員に対するコンプライアンスに関する研修・啓発活動を行っております。また内部通報制度に基づく相談窓口の存在の周知を徹底して行っております。

③リスク管理

リスク対策・コンプライアンス委員会を開催しており、リスクの洗い出し・管理を行っております。 重要なリスクを一元的に管理することにより有効的かつ効率的なリスク管理体制を運用しております。 またハラスメント防止活動を組織的に推進しております。

④子会社の経営管理

「関係会社管理規程」に基づき子会社より重要事項の報告を適宜受けております。また当社の内部監査 室が、子会社に対する監査を実施しております。

⑤取締役の職務執行

当期取締役会を20回開催しており、経営の意思決定機関及び監督機関として活発な議論を行っております。

⑥監査等委員会

当期監査等委員会を13回開催しており、業務執行取締役の職務の執行を監査・監督しております。常勤の監査等委員である取締役は経営会議その他の重要会議への出席を通じて、意思決定過程や内容について監督を行っております。また、会計監査人、内部監査責任者と必要に応じて情報交換を実施することで相互の連携を図っております。

# 4. 会社の支配に関する基本方針

当社は当事業年度末日時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引状況や株主構成の異動状 況等を常に注視してまいります。

# 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。なお、当連結会計年度におきましては、期末配当を1株当たり35円といたしました。

# 連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

科目	金額	科目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	18,101,953	流 動 負 債	9,373,046
現金及び預金	2,272,100	短期借入金	699,632
販 売 用 不 動 産	4,415,523	1 年内返済予定の長期借入金	6,668,695
仕掛販売用不動産	10,711,251	1年内償還予定の社債	28,000
貯 蔵 品	1,853	未払金	1,162,470
前渡金	464,513	未払法人税等	345,311
そ の 他	240,408	その他	468,937
貸 倒 引 当 金	△3,697	   固定負債	5,177,347
固 定 資 産	927,182	長期借入金	4,910,029
有 形 固 定 資 産	257,103	社	158,000
建物及び構築物	128,766	転貸事業損失引当金	18,101
土 地	81,685	そ の 他	91,216
そ の 他	46,650		
無形固定資産	117,164		14,550,394
投資その他の資産	552,915	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	61,576	株 主 資 本	4,478,741
出 資 金	231,280	資 本 金	516,860
繰 延 税 金 資 産	74,099	資本剰余金	316,860
そ の 他	188,058	利 益 剰 余 金	3,645,020
貸 倒 引 当 金	△2,100	純 資 産 合 計	4,478,741
資 産 合 計	19,029,136	負 債 純 資 産 合 計	19,029,136

# 連結損益計算書

(2020年1月1日から) 2020年12月31日まで)

科	目		金	額
売 上	高			26,840,602
売 上	原価			22,931,125
売 上 総	利 益			3,909,477
販売費及び一	般 管 理 費			2,543,808
営業	利 益			1,365,668
営 業 外	収 益			
受取	利	息	29	
受取	配当	金	2,012	
そ	0)	他	2,725	4,767
営 業 外	費用			
支 払	利	息	325,094	
そ	0)	他	17,329	342,424
経常	利 益			1,028,012
税 金 等 調 整	前 当 期 純 利	益		1,028,012
法人税、住民	民税及び事業	税	357,178	
法 人 税	等 調 整	額	△15,512	341,665
当期	純利	益		686,346
親会社株主に帰	属する当期純利	」益		686,346

# 連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から) 2020年12月31日まで)

		株主	資 本		純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
当 期 首 残 高	500,097	300,097	3,053,232	3,853,427	3,853,427
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	16,763	16,763		33,526	33,526
剰余金の配当			△94,558	△94,558	△94,558
親会社株主に帰属する 当期純利益			686,346	686,346	686,346
当 期 変 動 額 合 計	16,763	16,763	591,788	625,314	625,314
当 期 末 残 高	516,860	316,860	3,645,020	4,478,741	4,478,741

# 貸借対照表

(2020年12月31日現在)

科目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	17,282,899	流 動 負 債	9,124,709
現金及び預金	1,441,313	短 期 借 入 金	699,632
販売用不動産	4,415,523	1 年内返済予定の長期借入金	6,668,695
仕掛販売用不動産	10,711,251	1年内償還予定の社債	28,000
   貯 蔵 品	1,773	未 払 金	1,151,759
前渡金	464,513	未払法人税等	294,497
そ の 他	248,523	その他	282,125
   固定資産	949,484	固 定 負 債	5,069,460
	257,103	長期借入金	4,910,029
建物	128,766	社	158,000
土地	81,685	そ の 他	1,430
と そ の 他	46,650	負 債 合 計	14,194,169
	·	(純 資 産 の 部)	
	114,846	株主資本	4,038,214
投資その他の資産	577,534	資 本 金	516,860
関係会社株式	84,000	資本剰余金	316,860
投資有価証券	14,400	資本準備金	316,860
出資金	231,250	利 益 剰 余 金	3,204,493
繰 延 税 金 資 産	62,525	その他利益剰余金	3,204,493
そ の 他	187,458	繰 越 利 益 剰 余 金	3,204,493
貸 倒 引 当 金	△2,100	純 資 産 合 計	4,038,214
資 産 合 計	18,232,384	負 債 純 資 産 合 計	18,232,384

# 損益計算書

(2020年1月1日から 2020年12月31日まで)

科			目		金	額
売	上		高			24,313,146
売	上	原	価			20,777,893
売	上 総	利	益			3,535,252
販売	費及び一	般管理	費			2,381,272
営	業	利	益			1,153,980
営	業外	収	益			
受	取	利	[1]	息	23	
受	取	西己	当	金	2,012	
そ		の		他	2,692	4,729
営	業外	費	用			
支	払	利	[1]	息	328,723	
そ		の		他	13,685	342,409
経	常	利	益			816,299
税 引	前当	期	純利	益		816,299
法人	税、住月	民 税 及	び 事 業	税	273,100	
法	人税	等 調	整	額	△15,205	257,894
当	期	純	利	益		558,405

# 株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から) 2020年12月31日まで)

		株	主	資	本		
		資本乗	引 余 金	利益乗	割余金		<b>公次</b> 立人引
	資 本 金	次十淮	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	繰越利益 剰余金	合計		
当 期 首 残 高	500,097	300,097	300,097	2,740,646	2,740,646	3,540,841	3,540,841
当 期 変 動 額							
新株の発行	16,763	16,763	16,763			33,526	33,526
剰余金の配当				△94,558	△94,558	△94,558	△94,558
当期純利益				558,405	558,405	558,405	558,405
当期変動額合計	16,763	16,763	16,763	463,847	463,847	497,373	497,373
当 期 末 残 高	516,860	316,860	316,860	3,204,493	3,204,493	4,038,214	4,038,214

# 連結計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2021年2月17日

株式会社グローバル・リンク・マネジメント

取締役会 御中

# EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 芳 野 博 之 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 川 伊智郎 印業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グローバル・リンク・マネジメントの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバル・リンク・マネジメント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における 職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を 果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に 対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2021年2月17日

株式会社グローバル・リンク・マネジメント

取締役会 御中

# EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 芳 野 博 之 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 川 伊智郎 印業務執行社員

#### 監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グローバル・リンク・マネジメントの2020年1月1日から2020年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかど うかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計 事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な 不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

#### 

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、 株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算 書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
  - 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月22日

常勤監査等委員 賀 茂 淳 一 印

監査等委員琴 基 浩 ⑩

監査等委員中 西和 幸 ⑩

(注) 監査等委員 賀茂 淳一、 琴 基浩及び 中西 和幸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

### 株主総会参考書類

# 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	、	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式 数
1	金 大 仲 (1974年6月2日)	1997年4月 (株) 商工ファンド入社 1997年10月 (株) テイマン入社 2003年12月 (株) ディベックス入社 2005年3月 当社設立 当社代表取締役 2007年11月 (株) グローバル・リンク・パートナーズ 代表取締役 2015年10月 当社代表取締役社長(現任) 2015年11月 (株) G2A 代表取締役(現任) 2016年8月 (株) グローバル・リンク・パートナーズ 取締役 (重要な兼職の状況) (株) G2A 代表取締役	1,854,200株
2	當 永 康 将 (1980年4月26日)	2003年4月(株) ディベックス入社2005年4月当社入社2005年5月当社専務取締役2015年1月当社専務取締役営業本部長2015年7月(株) グローバル・リンク・パートナーズ 代表取締役2018年1月当社専務取締役2019年1月当社専務取締役営業本部長2020年1月当社専務取締役 アセットマネジメント事業本部長2021年1月当社専務取締役 (現任)	268,200株

候補者番 号	、	略歴、	当社における地位及び担当要な兼職の状況)	所有する当社の 株式 数
3	鈴木東洋 (1976年9月24日)	2002年12月 2005年4月 2005年5月 2009年9月 2015年1月	ヤナギダ陸運(株)入社 (株)ディベックス入社 当社入社 当社取締役管理部長 (株)AMBITION 社外取締役 当社取締役管理本部長 当社取締役(現任)	85,500株
4	當 苗 直 樹 (1979年12月26日)	2003年4月 2005年7月 2006年8月 2015年1月 2018年1月 2019年1月	当社取締役営業部長 当社取締役営業本部 担当副本部長 当社取締役営業本部長	85,500株
5	節 描 満 則 (1963年7月13日)	1989年10月 1991年 4月 1993年 4月 2000年 3月 2001年 4月 2005年 3月 2007年 4月 2008年 1月 2012年 1月 2015年 1月 2016年 8月	(株)日本ライベスト入社 (株)ヒューマンランド入社 タイトー建設(株)入社 ヨコハウス(株)入社 (株)日商ハーモニー(現 (株)シノケンハーモニー)入社 同社 開発事業部長 日倉建物(株)入社 事業部長 同社 取締役事業部長 当社入社 流動化事業部長 当社取締役開発部長 当社取締役開発事業本部長 (株)グローバル・リンク・パートナーズ 取締役 当社取締役開発事業部長 当社取締役開発事業部長 当社取締役開発事業部長	85,500株

(注) 1. 金大仲氏は当社の親会社等に該当いたします。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- 2. 当社は、保険会社との間で、取締役(監査等委員である取締役を含む。)を被保険者として会社法430 条3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年3月末に更新をする予定です。 本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。
  - ①塡補の対象となる保険事故の概要 被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を 受けることによって生じることのある損害について塡補するものです。
  - ②保険料

保険料は全額会社負担としております。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株 式の割当てのための報酬決定の件

当社は、2020年3月25日開催の第15回定時株主総会第6号議案において、当社の業務執行取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式(以下、「譲渡制限付株式」という。)を割当てることとし、当該譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内とすること(ただし、第15回定時株主総会第5号議案でご承認いただいた取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額年額300百万円以内(この金額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とは別枠になります。)について、ご承認をいただいております。

今般、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)による改正後の会社法(平成17年法律第86号)第361条第1項第5号イ、及び会社法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年法務省令第52号)による改正後の会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第98条の4第1項各号に基づき、対象取締役に対して上記譲渡制限付株式の割当てを行うための報酬決定として株主総会において決議すべき事項が定められたことから、今後も対象取締役に対して上記当社第15回定時株主総会第6号議案に基づくものと同様の内容の譲渡制限付株式報酬を付与するため、当社第15回定時株主総会第6号議案に基づく報酬枠に代えて改めて、下記の内容につきご承認をお願いするものであります。また、当社第15回定時株主総会第6号議案においてご承認をいただいている事項からの主な変更点は、下線部のとおりであります。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して監査等委員会の審議を経て取締役会にて決議することとしており、また、譲渡制限期間は取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までとされ、継続して企業価値向上へのインセンティブが働くものであり、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の対象取締役は5名であり、第1号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

# 1.譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の総数200,000株を、各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を、当該分割比率または併合比率に応じて合理的に調整することができる。

## 3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

# (1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該対象取締役に割当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。)。

# (2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

加えて、譲渡制限期間中に、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役について、①禁錮以上の 刑に処せられ、差押え等の処分を受け、または倒産手続が開始する等一定の事由が生じた場合、②競業を行い、または法令違反等の事実があると当社取締役会が認め、その他本割当株式を当社が無償で取得することが相当であると当社取締役会が決定して無償取得の旨を書面で通知した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

## (4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合であって、当該組織再編等に伴い対象取締役が、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなるときには、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点(上記の定めに基づく譲渡制限の解除が生じない場合には、当社取締役会が合理的に定める当該組織再編等の効力発生日に先立つ時点)において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上